

私学にとっての同一労働・同一賃金 ～最高裁判決と働き方改革関連法への対応～

政府が推進する“働き方改革”では、同一労働・同一賃金の実現が主要テーマの一つに挙げられています。平成30年6月1日には、労働契約法20条の不合理な労働条件相違の禁止規定を巡り、2件の最高裁判決が言い渡されました。私立学校では、専任教職員だけでなく、常勤講師、非常勤講師、任期付教員、嘱託職員、派遣労働者、定年後再雇用者、TA等、多種多様な職種の教職員が勤務しており、給与体系も様々です。今後、同一労働・同一賃金が推し進められることで、職種間の労働条件の相違を巡る法的紛争の増加が予想されます。本セミナーでは、私立学校の労使紛争の経験豊富な弁護士が、同一労働・同一賃金の最新情報を解説します。

東京会場

2019年

2/18 (月)

14:00～17:00

東京ガーデンパレス

東京都文京区湯島1-7-5

大阪会場

2019年

2/22 (金)

14:00～17:00

大阪ガーデンパレス

大阪市淀川区西宮原1-3-35

PROGRAM

開場 13:45

開会 14:00

【1】 同一労働・同一賃金とは何か

- (1) 日本版同一労働・同一賃金
- (2) 不合理な労働条件相違の禁止
- (3) 働き方改革関連法の影響

【2】 労働条件格差を巡る最高裁判決

- (1) ハマキョウレックス事件
- (2) 長澤運輸事件

【3】 私学における同一労働・同一賃金

- (1) 多様な職種と給与体系
- (2) 私学に関する裁判例
- (3) 労働組合の動き
- (4) 無期転換との関係
- (5) 予想される労使紛争と対応策

【4】 まとめと質疑応答

閉会 17:00

講師



小國 隆輔氏 (小國法律事務所 弁護士)

同志社大学大学院司法研究科法務専攻
(専門職学位課程)修了。

私立学校からの法律相談を数多く手がけている。著書に「私学のための労働基準法改正のポイント」「学校現場におけるハラスメント問題と防止策」「労働契約法改正のポイントと私学の対応」「私学における問題教職員の処遇のあり方」がある。

2018年1月 小國法律事務所を大阪市北区に開設。

対象

私学労務研究会 会員様
及び私立学校の理事、管理職の皆様
法人事務局長、人事責任者の皆様

費用

1法人会員1名につき無料。
2人目からは1名につき10,000円(税別)
非会員:20,000円(税別)

主催

一般社団法人 私学労務研究会 (SRK)

協力

株式会社ブレインアカデミー

セミナーのお申込みについて

非法人会員様が本セミナーの申込みに併せて会員ご入会の手続きをいただければ、本セミナー参加費用は会員としての取扱いをいたします。会員にご入会いただくと会報誌・メールマガジンの配信、社労士による無料のメール労務相談、といった会員向けサービスが受けられます。(入会の会費額については、下記宛にお問合せください。)

上記ご記入の上、FAXまたはメールにてお申し込みください。

後日、参加受付確認書、お振込案内、会場地図を記載のメールアドレス宛にご送付させていただきます(メールアドレスが未記入の場合はFAXにてお送りさせていただきます)。

FAX: 03-6455-5318

E-mail: info@sirouken.or.jp

法人名				貴校名			
お役職				お名前			
ご住所	〒						
TEL			FAX			東京	大阪
E-mail							※参加会場に丸をつけてください。
<input type="checkbox"/> 法人会員として申込みます。(注) 別途、入会手続きが必要です。 <input type="checkbox"/> 非法人会員としてセミナーのみ申込みます。							

お問合わせは

一般社団法人
私学労務研究会 (SRK)

〒107-0061 東京都港区北青山1-3-2 クローバー青山・ONE 7F
TEL: 03-6455-5317 Mail: info@sirouken.or.jp